

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年12月17日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年12月22日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7 四議第372号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 () 公開		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04-03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和7年12月15日(月)		
				会議時間	9時56分～10時51分		
出席委員	委員長 廣瀬正明						
	副委員長 澤良宜由美						
	委員 川村一朗						
	委員 平野正						
	委員 上岡正			欠席委員			
	委員 上岡真一						
その他	議長 宮崎努			委員外議員 前田和哉			
	委員外議員 鳥谷恵生						
執行部出席者	選挙管理委員会事務局長 濱田武			企画広報課長補佐 宇都宮朋彦			
	選挙管理委員会事務局書記 土居孝輔			企画広報課企画調整係長 田中佑典			
	総務課長 山崎寿幸			財政課長 竹田哲也			
	総務課長補佐 有光浩			財政課財政係長 宮崎史			
	総務課長補佐(人事担当) 梶谷卓志			地震防災課長 安岡栄治			
	総務課人事係長 坂本和代						
	企画広報課長 武田安仁						
事務局	事務局長 原憲一						
	事務局長補佐 岡村むつみ						
記録							
令和7年12月定例会で付託された議案11件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第11号議案 四万十市議会議員及び四万十市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例」について、審査を行った。

【説明：濱田選挙管理委員会事務局長】

現在市議会議員及び市長選挙における選挙運動用ポスターの作成のみ公費負担としているが、これに加え、「選挙運動用ビラの作成」の経費並びに「選挙運動用自動車の使用」の経費も公費負担とするため、新たに条例を制定するもの。公費負担の流れは候補者と事業者が有償契約を締結し、市が事業者に経費を支払うことになる。選挙運動用自動車の使用に関する経費の単価は、一般乗用旅客自動車運送事業者と一括契約する場合は、公費負担の上限を日額64,500円とし、個別に自動車を借り入れる場合は、燃料費の上限を日額16,100円、運転手を雇い入れた場合は、日額12,500円。対象期間は選挙の告示日から選挙日の前日までで、市の場合は7日間となる。選挙用ビラは、1枚当たりの上限単価を8円38銭としている。これまでの公費負担の対象であったポスターの作成経費については単価の見直しを行っており、印刷単価の上限を586円88銭、企画費を75,000円としている。公職選挙法施行令に定める国の単価と同額としている。供託金が没収となる場合には支払えないことになっており、市の選挙では、有効投票の10分の1を獲得できない場合が該当する。

【質疑：上岡正委員】

車を借りる範囲はどうか。家族とかも許されるのか。

【答弁：濱田選挙管理委員会事務局長】

選挙管理委員会では契約書の内容まで審査しない。契約書の写しを提出してもらって形式的な審査をしてOKであれば制度的にはいけるということになる。(委員会終了後条例第3条で同一生計にあるものは除かれることになっていると報告があった。ただし、事業を営んでいる場合は対象になる。)

【質疑：宮崎議長】

雇用する運転手がサラリーマンとかの場合、確定申告の必要があるか。

【答弁：濱田選挙管理委員会事務局長】

選挙管理委員会から運転手に支払う場合は、申請書に基づいてその金額を限度額で支払うことになり、選挙管理委員会で源泉徴収はしないので、個人の方に確定申告してもらわなければならないのではないか。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第17号議案 四万十市生活交通バス事業に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

主な改正内容については、四万十市デマンド交通の八束線については、停留所及び定められた運行経路上でしか乗り降りできない運行となっているが、高齢者の利用が多い八束線の利用者から自宅付近までの送迎を希望する声が多くあり、他のデマンド交通運行地域と同様に、自宅付近までの送迎を可能とするエリア型の運行形態に変更する、また奥屋内へき地出張診療所が廃止されることに伴い、当条例に記載されている奥屋内へき地出張診療所の文言を削除する、運行日は現在の月・木を月曜日～土曜日までに、料金は現在一番安い区間が坂本橋から旧マルニまでの100円で、一番高い料金が名鹿から中村駅までの700円。これを基本料金200円とし、中村市街地へ乗り入れる場合は100円を加算し300円とする。施行は周知期間を設けて来年4月1日からとしている。

【質疑：上岡正委員】

名鹿から中村駅まで700円であったのが300円になるということか。

【答弁：武田企画広報課長】

そのとおり。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

一小休一
一正会一

●次に「第24号議案 宿毛市及び土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第25号議案 宿毛市及び大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第26号議案 宿毛市及び三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、「第27号議案 宿毛市及び黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」の4議案について審査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

協定の目的は、一定都市機能を有する四万十市と宿毛市を中心市として、近隣市町村の機能が協定によって有機的に連携し、定住するための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するというもの。生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三本柱で取り組んでいる。現在は令和5年4月1日に一部変更した協定によって事業推進しているが、今回新食肉センターを核とする畜産振興と雇用の場の維持拡大という内容を追記するもの。協定の変更については、関係する市町村すべてが12月議会で議案として上程することになっている。

【質疑：上岡正委員】

例えば三原村との協定で、さらなる畜産業の振興とあり、その前段で豚とその施設とあるが、両方に豚は一頭もいないと思う。それについてどう思うか。

【答弁：武田企画広報課長】

この協定は幅広い定住自立圏が圏域内で取り組むということになるが、圏域内には畜産業がある。圏域内の畜産業が発展すれば、雇用の創出にも拡大にもつながるということで圏域内において協力して進めていこうというのが協定の内容になっている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第28号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」、審査を行った。

【説明：竹田財政課長】

令和2年12月議会において承認を受け策定した、現在の辺地総合整備計画が本年度末をもって終了となるが、辺地地域の生活水準の向上を図るために継続して公共施設整備を推進していく必要があることから、それらの事業実施にあたり有利な起債である「辺地対策事業債」を活用するため、来年度から令和12年度までの5カ年を期間とした新たな辺地総合整備計画を策定するもの。内容としては、市道、林道改良、飲料水供給施設、消防施設、電気通信施設など、現時点で計画をしている事業を盛り込んでいる。なお辺地計画の策定には県知事への協議が必要になるが、11月25日付で「異存なし」という回答をもらっている。

【質疑：上岡正委員】

記載されているのは事業が行われる地域だと思う。西土佐地域は全体だと思うが、他に起債が借りられる区域はどこか。

【答弁：竹田財政課長】

辺地としては14辺地（中村10、西土佐4）ある。平野も辺地に該当するが今回は事業がないので入っていない。その他の辺地は全て計画書に記載されている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第29号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、審査を行った。

【説明：安岡地震防災課長】

指定管理者の指定期間が本年度末をもって終了する四万十市防災センターの次期指定管理者を指定することについて議決を求めるもの。候補者は現在の指定管理者である公益財団法人四万十市公園管理

公社で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となる。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第14号議案 四万十市行政組織条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：山崎総務課長】

改正する主な理由としては、市長公約の実現に向けた体制の強化及び企画広報課の規模適正化、政策推進機能の強化、住宅専門部署の設置による市民サービスの向上、また建築士の集約配置による知識経験の継承機会の確保、非常時の防災対応力の強化などを考えて令和8年4月1日から機構改革をする中で今回、地震防災課、企画広報課、財政課、まちづくり課を再編し、新たに防災まちづくり課、企画財政課、デジタル広報課、まちづくり課の中の計画部門を防災まちづくり課に移すことから、まちづくり課が建設課という形になる。また財政課から一部契約部門等の所管については総務課の中に改めて再編をする。この内容については、閉会中の総務常任委員会でも報告をさせていただき、その際様々な意見もいただいたので、あらためて所管課を含めて協議と検討をしたが、閉会中の継続調査の中で報告したものと同じ内容で改めて上程することになった。

【質疑：上岡正委員】

改正条例の2条、上下水道課の業務の中に「排水路に関すること」とある。市道の側溝も排水路だと思う。例えば市道の側溝が詰まったという市民からの苦情があった場合、交換はどこにつなぐのか。

【答弁：山崎総務課長】

その部分については改正していない。そういう市民からの問合せがあった場合は、交換で今までどおりのさばき方をするようになる。

【質疑：上岡正委員】

どういうさばき方をしているのか。

【答弁：山崎総務課長】

ここで詳細に説明することは難しいが、基本的には道路側溝であったりとか、そういう大元がある部分については、当然今までのまちづくり課である建設課ということになろうと思う。

【質疑：上岡正委員】

かつて都市計画課があったが、機構改革の中で都市計画の土地区画整理事業とか、公園の仕事を建設課にもっていった。今度はまたそれを元に戻すことになっている。昔帰りしているような印象を受ける。今回の機構改革にどういうメリットがあるのか。

【答弁：山崎総務課長】

都市計画課を廃止し、計画部門を建設課に移管したうえでまちづくり課とした経緯については当時いろいろな議論もあったと思うが、今回の機構改革を考える中で、計画部門については、事前復興まちづくり計画を所管しているのが地震防災課であり、現在技術職を補佐としているが、一定そういう知見は必要であろうという認識があつてそうしている。東日本大震災以降、避難路の整備など急ピッチで進めてきたが、一定時間も経ち、修繕も必要な時期に差し掛かっている。そういうことからも防災部門に技術的な知識も必要であるという考え方の中で、地震防災課が事務職ばかりになってきているということもあり、計画部門を建設課に置くか、防災まちづくり課に置くかという議論はあると思うが、今回はまちづくりの観点を少し防災の方に移して提案の防災まちづくり課という形にさせていただいた。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第51号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：山崎総務課長】

一般職員の給与に関する条例、国民健康保険診療所に勤務する医師の給与に関する条例、四万十市一般職員の任期付き職員の採用等に関する条例及び四万十市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の4条例を合わせて、令和7年の人事院勧告の趣旨に沿って、給料表及び期末勤勉手当等につ

いて改正するもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第52号議案 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：山崎総務課長】

これも第51号議案と同様に令和7年人事院勧告の趣旨に沿って改正するもの。一般職員の期末勤勉手当等の改正に伴い、市長・副市長・教育長及び市議会議員の期末手当についても引き上げる改定を行う。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。